

個別ポリシーII 反贈収賄法



制定：2017年1月1日

1. はじめに

川崎汽船グループのビジネスに対して適用される全ての国の反贈収賄、腐敗防止に関する法律（以下まとめて「反贈収賄法」といいます。）を遵守することは、川崎汽船グループ全体の指針です。川崎汽船グループの役職員は、現地法も含めた全ての反贈収賄法を遵守しなければなりません。また、他の従業員を管理すべき立場にある役員や管理職社員等には、自分の監督下にある従業員に、反贈収賄法に関する個別ポリシー（以下「個別ポリシー」といいます。）及び関連するルールや手続を理解させ、遵守させる義務があります。川崎汽船グループの役職員は、過去・現在・将来の川崎汽船グループの行為について、反贈収賄法の適用に関する疑義がある場合には、反贈収賄法コンプライアンスを担当する部署に相談しなければなりません。

なお、川崎汽船は、2014年6月に、社会全体の利益のために海運産業の腐敗行為根絶と公正な貿易の実現に取り組む国際組織である、Maritime Anti-Corruption Network(以下「MACN」といいます)に加盟しました。また、川崎汽船は同年8月に、「反腐敗・贈収賄に関する方針」（別紙）を制定しました。

2. 贈賄の禁止

贈賄とは、ビジネスの機会やビジネス上の利益を得させることを目的として、受領者（政府関係者*¹だけでなく、私企業の役職員も含まれます。）にその者の立場を悪用させ、または、悪用したことに対する報酬として、金銭や物品等を提供することをいいます*²。川崎汽船グループの役職員は、賄賂を贈ることも受け取ることも固く禁じられています。

3. ファシリテーションペイメント

ファシリテーションペイメントとは、日常業務を促進し又は確実にするための政府関係者に対する少額の支払をいいます*³。川崎汽船グループは、MACNの活動を通じて、ファシリテーションペイメントの根絶に向けて尽力します。たとえ少額であっても、不正に利益を得ることや受領者の意思決定に不当な影響を及ぼすことを目的として行われる支払は、賄賂とみなされる場合があることに注意してください。

4. 例外事項

2及び3の規定にかかわらず、以下に掲げるいずれかの状況が発生した場合には、川崎汽船グループの役職員は、適正な社内手続を遵守し、川崎汽船グループの会計帳簿及び記録への真正かつ正確な記載を行うことを条件として、必要な支払を行うことができます。ただし、そのような支払が発生した場合は、反贈収賄法コンプライアンスを担当する部署に対し報告しなければなりません。

- ・ 川崎汽船グループが、その役職員の安全を確保するため、政府関係者による援助を必要とする場合(例：医学的検査や警察、消防の活動が必要とされる場合)。
- ・ 川崎汽船グループの役職員に深刻な危機が切迫していることが合理的に認められ、他に有効な代替的措置をとり得ない場合。
- ・ 繰り返し拒絶したにもかかわらず、政府関係者が執拗に少額の支払いを要求し、要求に従わなければ、川崎汽船グループやその役職員が深刻な物理的・経済的ダメージを受けるおそれがある場合。

5. 第三者を通じた贈収賄の禁止

代理店やコンサルタント、資格を有する代理人その他の川崎汽船グループのために活動する第三者が、川崎汽船グループのために贈収賄を行った場合には、川崎汽船グループが当該第三者による贈収賄について刑事責任を問われることとなります。川崎汽船グループの役職員は、第三者を通じ又は第三者を利用して贈収賄を行ってははいけません。

6. 接待・贈答等

接待・贈答等^{*4}は、多くの国において、顧客や取引先との良好な関係を保つための商慣習として定着しています。しかし、接待・贈答等が、不正な利益を獲得したり、接待・贈答等の相手の意思決定に対する不当な影響を及ぼしたりすることを目的として授受され、またはその地域の慣習における水準に照らして高額または多量に過ぎ、もしくは容易に換金できる品物を贈答する場合には、当該接待・贈答等は賄賂とみなされる場合があります。そのため、川崎汽船グループの役職員は、不当な目的のために接待・贈答等を行ってはならず、また、その金額・頻度・時期・内容等が適切かどうか十分に注意しなければなりません。また、川崎汽船グループの役職員は、政府関係者及び民間組織に属する個人に対して接待・贈答等を提供する場合には、そのための支出を会計帳簿及び記録に真正かつ正確

に記載し、適用される現地法や文書管理規程に基づいて適切に保管しなければなりません。

7. 慈善寄付

慈善団体への寄付は、通常、企業の社会貢献活動の一環であると考えられます。しかし、寄付が、不正な利益を獲得したり、受領者の意思決定に対する不当な影響を及ぼしたりすることを目的として行われ、または政府関係者による要請に基づいて行われる場合には、賄賂とみなされる場合があります。そのため、川崎汽船グループの役職員は、不正な目的のために寄付を行ってはなりません。また、川崎汽船グループの役職員は、慈善団体への寄付を行う場合には、適正な社内手続を遵守し、寄付のための支出を会計帳簿及び記録に真正かつ正確に記載し、適用される現地法や文書管理規程に基づいて適切に保管しなければなりません。

8. 政治献金

政治団体、選挙の候補者及び政治活動に対して金銭や物品等を寄付する行為は、地域によっては違法とされており、たとえ合法であったとしても適切に管理する必要があります。あらゆる政治献金は、それが行われる地域の法規制に適合していなければならず、川崎汽船グループに不正な利益をもたらすことを意図して行われるものであってはなりません。また、川崎汽船グループの役職員は、政治献金を行う場合には、適正な社内手続を遵守し、政治献金のための支出を会計帳簿及び記録に真正かつ正確に記載し、適用される現地法や文書管理規程に基づいて適切に保管しなければなりません。詳細は、その所属する地域の政治献金に関する法令を参照してください。

9. デューディリジェンス

川崎汽船グループは、企業買収等^{*5}の対象や共同事業のパートナー及び川崎汽船グループのために活動する第三者(以下「対象会社」といいます。)について、反贈収賄法違反リスクの度合いに応じた適切なデューディリジェンスを行う必要があります。また、川崎汽船グループは、対象会社に対して、認識している反贈収賄法の違反行為があればその開示を求め、対象会社が過去及び現在において反贈収賄法に違反していないこと及び今後も反贈収賄法に違反しないことについて、契約中に表明保証及び誓約条項を設けるよう努めなければなりません。さらに、川崎汽船グループは、対象会社と締結する契約に、反贈収賄法を遵守するために必

要な条項や川崎汽船グループによる監査権限を含めることを検討しなければなりません。

デューディリジェンス実施の詳細については、反贈収賄法コンプライアンスを担当する部署に相談して下さい。

10. 注記

- *1 「政府関係者」とは、政府施設、省庁、政府機関*6、及び国際赤十字や NATO 等の国際組織で働く役職員、これらの組織のために公式な資格を得て活動する者、政治家(候補者を含みます。)、政党職員を指します。「政府関係者」とは、委員会、研究会、合議体、その他顧問的地位などの無給の名誉職にある者をも含みます。例えば、税関職員、港湾管理官、政府の検査担当者、入国審査官、検疫官、貨物検査職員、バラスト水検査官、外国船舶監督官、沿岸警備隊員などが政府関係者に含まれますが、これらに限定されません。
- *2 「贈賄」とは、受領者(政府関係者だけでなく、一般職の公務員や民間組織の職員も含みます。)に対し、その者の立場を悪用させること、又は受領者はその立場を悪用したことに対する報酬を与えることを目的として、経済上その他の利益(金銭に限定されません。)を提供し、または提供する旨を約束することをいいます。例えば、ある船舶を法定の反則金を支払うことなく検査に合格させてもらったり、本来の順番より早く手続きを進めてもらったり、その他の利益を得たりする目的で、政府関係者の求めに応じ、証票や領収証を発行することなく現金を支払うことは、贈賄に当たります。
- *3 「ファシリテーションペイメント」とは、政府関係者に対し、ビザの発行や検査の日程確保等、行政官庁が実行すべき法的義務を負っている通常業務を円滑に進めてもらうために、少額の金銭または物品の提供を行うことを指します。ファシリテーションペイメントの典型例は、税関職員、港湾管理官、政府の検査担当者、入国審査官、検疫官、貨物検査職員、バラスト水検査官、外国船舶監督官、沿岸警備隊員などの政府関係者の要求によって、少額の現金、数カートンの煙草、アルコール飲料、食料や日用雑貨を提供するような場合ですが、これらに限定されません。
- *4 「接待・贈答等」とは、現金、贈答品、旅費、接待、雇用の斡旋や饗応を含みますが、これらのみ限定されません。「接待・贈答等」には、政治献金、各種のアドバイス、政府関係者又は民間組織に属する個人やその親類縁者に

よる要請に基づき、又はそれらの者の利益のために行われる慈善寄付（寄付の目的自体が正当であるか不当であるかを問いません。）も含まれます。

- *5 「企業買収等」とは、川崎汽船グループが企業等を買収したり、他の企業等の事業を承継したり、あるいは他の企業等の株式を取得したりする場合を指します。

- *6 「政府機関」とは、国が保有又は支配している事業体を意味します(国の出資比率は問いません。)。例えば、国立が保有又は支配している、大学、政府系ファンド、保険会社、石油会社、病院や航空会社などが「政府機関」に該当し得ます。また、国によっては、小売商店や飲食店、ホテル等が国有であったり完全に又は部分的に国家の支配下にあったりすることにより、政府機関に当たる場合があるので注意してください。

制定：2017年1月1日

(本個別ポリシーに関する問い合わせ先)

川崎汽船株式会社 企業法務リスク・コンプライアンス統括グループ

お問い合わせフォーム：<https://www.kline.co.jp/ja/contact/other.html>

(別紙)「反腐败・贈収賄に関する方針」(2014年8月制定)